

公布された規則のあらまし

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

富士市青少年センターが廃止され、新たに富士市青少年教育センターが設置されたこと並びに静岡市清水和田島少年自然の家及び静岡市井川少年自然の家の名称が変更されたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。